

主 文

被告人Xを懲役9年に、被告人Yを懲役7年に処する。

未決勾留日数中、被告人Xに対し310日を、被告人Yに対し270日を、それぞれその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

第1 (令和6年8月21日付け起訴状記載の公訴事実)

被告人兩名は、共謀の上、令和6年8月1日午前5時9分頃から同日午前5時11分頃までの間に、仙台市(住所省略) a ビルディング東側路上において、A(当時17歳)に対し、被告人XがAの顔面を右拳で1回殴り、同人を地面に転倒させてその後頭部を地面に打ち付けさせ、さらに、被告人Yが倒れたAの顔面を拳で複数回殴るなどの暴行を加え、よって、同人に対し、頭蓋骨骨折及び頭蓋内損傷等の傷害を負わせ、同月3日午前7時55分頃、仙台市(住所省略) b 病院において、前記頭蓋内損傷に基づく脳ヘルニアにより死亡させた。

第2 (令和6年12月13日付け追起訴状記載の公訴事実)

被告人Yは、令和6年8月1日午前5時11分頃、仙台市(住所省略) c ビル北側路上において、B(当時17歳)に対し、その左頬を右拳で1回殴る暴行を加えた。

(証拠の標目)

【省略】

(事実認定の補足説明)

第1 争点

本件の争点は、①被告人Xが、Aの顔面を右拳で1回殴って転倒させ、後頭部を地面に打ち付けさせたか、②頭蓋内損傷のうち、びまん性軸索損傷が被告人Xの暴行によって生じたか、③共謀の有無である。

被告人Xの弁護人は、争点①について、被告人XはAを殴っていない、争点

②について、びまん性軸索損傷は被告人Xの暴行以外の原因で生じた疑いがある、争点③について、共謀はなかったと主張する。被告人Yの弁護人は、争点①、②については争わず、争点③について、共謀はなかったと主張する。

第2 当裁判所の判断

1 前提事実

(1) 関係証拠（証人BないしE及び被告人両名の各公判供述、甲43、44、46、48）によれば、以下の事実経過が容易に認められる。

ア 令和6年8月1日（以下、特に明示しない限り、時刻等は同日である。）、被告人両名と知人1名は、d通りに面したラーメン店前の路上において、酒に酔った被告人Xの妻を介抱していた。被告人Xは黒色の半袖半ズボンと黒色の帽子、被告人Yは黒色の長袖長ズボンを着用していた。

イ 午前5時6分頃、バイト仲間であったAないしD及びF（以下「Aら」という。）は、ラーメン店から出たところで被告人Xの妻に絡まれて、被告人らと話を始めた。しかし、被告人Yが次第に怒り始め、Aらに対し、強い口調で「帰れ。」などと言い出した。

ウ 午前5時9分頃、Aらが帰ろうと被告人らに背を向けて歩き始めても、背後から同様の発言が続いた。その後、Aが被告人らの方に向かって「赤鼻のトナカイ」というような発言をしたことがきっかけとなり、怒った被告人両名とAは互いに近付いた。

エ 被告人両名は、それぞれ怒った様子で、Aの身体を掴んだり、押したりするなどし、d通りと交差するe小路の方にAを後ずさりさせた。

オ 午前5時10分34秒頃、Aは、e小路の路上で転倒した。

カ 被告人Yは、転倒したAの胸倉を掴んで上半身を45度くらい持ち上げ、小刻みに揺らしながら「起きろよ。」と言ったほか、Aの顔面を数回殴り、Aの身体を2回くらい蹴った。

キ 午前5時11分頃、被告人Yが、e小路からd通りに移動して判示第2

の犯行に及んだ。

- (2) また、Aの遺体の司法解剖を担当したG医師は、大要以下のとおり供述しているところ、G医師は経験豊富な法医学者であり、供述内容にも不合理な点は見当たらないから、同供述は信用できる。

ア Aの死因は、頭部打撃に基づく頭蓋内損傷（急性硬膜下血腫、脳挫傷、外傷性くも膜下出血、びまん性軸索損傷）による脳ヘルニアである。頭蓋内損傷のうち、特にびまん性軸索損傷が致命傷になった。びまん性軸索損傷は、脳に重度の回転加速度衝撃が加わることによって生じるものであり、交通外傷のほか、立位からの転倒によっても生じるが、立位からの転倒の場合は受け身を取れないような転倒に限られる。

イ 後頭部の平坦化に加え、後頭骨（具体的には、後頭隆起という出っ張りのすぐ近く）を始点として、そこから右頭頂骨に伸びる線状の頭蓋骨骨折の所見から、Aは、骨折の始点部分に作用面が広い鈍器からの打撃を被ったものと見ることができる。急性硬膜下血腫、脳挫傷及び外傷性くも膜下出血の所見から、後頭部に被った打撃は、転倒による路面からの打撃とみて矛盾しない。なお、受け身をとったような所見は認められなかった。

ウ 左下顎の皮下・広頸筋出血は、手拳などからの打撃を被ったことで形成されたものと見て矛盾しない。下顎への打撃は脳震盪を起こす危険性が高いことから、Aは、立位の状態で左下顎に手拳からの打撃を被ったことで脳震盪を起こして一時的な意識消失となり、受け身をとれず後方に転倒したものと見て矛盾しない。

エ その他の損傷として、頭部・顔面に複数回打撃を被ったことで微細な脳挫傷が形成され、脳ヘルニアが助長された可能性がある。

2 争点①について

- (1) Bは、被告人YがAから見て右斜め前、被告人XがAから見て左斜め前に立っていたとき、被告人Xがフックのような動きでAの左頬を右拳で殴り、

Aは棒が倒れるようにまっすぐ倒れて、後頭部を地面に打ち付けた、Aが殴られたとき、被告人Yの身体はAの方を向いていたと述べ、Cも、同様の位置関係で、被告人Xがフックのような動きでAの左下の顎辺りを殴り、Aが受け身を取れずに背中から倒れて、後頭部を地面に打ち付けた、被告人YはAの近くにいたので、殴られた様子を見ていたと思うと述べている。また、Dは、被告人Xの姿しか見えなかったが、被告人Xが右肘を引いて、これから殴るような動作をしたと述べている。

- (2) BないしD（以下「Bら」という。）の各供述は、被告人Xの暴行態様やAの転倒状況という核心部分において一致又は整合し、相互に信用性を高め合っている上、遺体の損傷状況を踏まえたG医師の前記見解ともよく整合する。また、Bらは、印象に残った場面については臨場感がある表現で具体的に述べ、記憶が曖昧な部分についてはその旨正直に述べているところ、Aを殴って転倒させた、又はその直前の動作をした犯人については、被告人両名の服装を区別し、被告人Xであると断言している。Aらと被告人両名は初対面であり、Bらが被告人Xを陥れるような嘘をつく動機は見当たらないし、3人が同様の勘違いをするとも考えにくい。

したがって、被告人Xの弁護人が指摘する事情を踏まえても、Bらの前記各供述は信用できる。

- (3) 以上によれば、被告人XがAの顔面を右拳で1回殴って転倒させ、後頭部を地面に打ち付けさせたと認められる。

なお、被告人Xの弁護人は、防犯カメラ映像によれば、Aが左半身を下にして転倒した可能性があるし、Aが後ろ向きに倒れながら、後頭隆起という出っ張りのすぐ近くに頭部打撃を被ったのは不自然であるなどと指摘し、転倒により後頭部を打ち付けていない疑いがあると主張する。しかし、弁護人が指摘する防犯カメラ映像では、Aがどの向きで倒れたのかは判然とせず、後頭部を打ち付けたことに疑問を生じさせるものではない。また、Aが頭部

打撃を被った箇所について、G医師は打ちどころが悪かった旨述べ、転倒によるものとするとは不自然である旨の指摘はしていないし、Aが左下顎を殴られるという頭部の動きを伴う外力を受けて転倒したことなども併せ考えれば、被告人Xの暴行による転倒で打ち付けたものとみて何ら不自然ではない。その他の主張を踏まえても、前記認定は揺るがない。

3 争点②について

被告人両名の各暴行態様やAの転倒状況のほか、G医師の前記見解を踏まえると、被告人XがAの顔面を右拳で1回殴って転倒させ、後頭部を地面に打ち付けさせたことによって、Aにびまん性軸索損傷が生じたと認められる。

これに対し、被告人Xの弁護人は、被告人YがAの上半身を持ち上げていた手を離し、Aの後頭部を地面に打ち付けさせたことによってびまん性軸索損傷が生じた可能性があると主張する。

この点、G医師は、上半身を45度くらい持ち上げたところから後頭部を落下させた場合に、びまん性軸索損傷が生じるかどうかについて、立位からの転倒と比べて、少なくとも地面からの高さが違うことやこれまでの経験から、その可能性はかなり低いと説明していて、その内容に不合理な点はない。弁護人は、地面からの高さのみをもって後頭部に加わる衝撃力の差を推測するのは適切でないとも指摘するが、地面からの高さがあるほど衝撃力が大きくなることに疑いはないのであって、G医師の見解が不合理であるとはいえない。さらに言えば、G医師の見解を前提にすると、立位からの転倒によってびまん性軸索損傷が生じなかったのに、より低い位置からの落下によってびまん性軸索損傷が生じるという事態はなおさら考えにくいといえる。同弁護人の主張は前記認定を揺るがさない。

4 争点③について

(1) 被告人Xが判示第1の暴行に及ぶ直前に、被告人両名は、それぞれAの身体を掴んだり、押したりするなどして、Aを後ずさりさせているのであるか

ら、近い位置で互いの暴行を認識しつつ、自ら暴行に及んでいたといえる。そして、被告人Yは、被告人XがAを殴って転倒させた際、位置関係やそれまでの状況等に照らし、少なくともAの転倒が被告人Xの暴行によるものであることは認識していたと推認できるところ、その後も被告人Xを制止したり、Aを助けたりしておらず、かえって、自らAを殴るなどしている。そして、被告人Xも、被告人Yを制止していない。これらのことからすると、遅くとも被告人Xによる判示第1の暴行の前までには、被告人両名が、互いにAに暴行を加えることを認識・認容し、その意思を通じ合っていたと推認できる。

したがって、被告人両名の間に暴行の共謀が成立していたと認められる。

- (2) これに対し、被告人両名の弁護人らは、被告人両名がAに腹を立てた理由は異なるから、暴行の共謀は成立していなかったと主張する。しかし、腹を立てた理由が異なっていたとしても、共謀の成立は妨げられない。

弁護人らのその他の主張を踏まえても、前記認定は揺るがない。

5 被告人供述について

- (1) 被告人Xは、Aと胸倉や首を掴み合っていたら、被告人Yが割り込んできて、2回引き離された、1回目のときに「落ち着け。」と言われた、2回目のときに身体が反転してしまい、すぐに振り返ってAと被告人Yの方に向かっていくと、「ばこっ」という音が聞こえて、被告人Yの背中とAの倒れていくような様子が見えたなどと供述する。

しかし、被告人Xの供述によれば、被告人Yは、被告人Xを落ち着かせようとしたにもかかわらず、直後に自らAを殴って転倒させたことになるが、行動が一貫しておらず、それ自体、かなり不自然である。また、被告人Xと弁護人は、2回目に引き離された場面が防犯カメラ映像に映っているとも主張するが、背中の柄の有無や袖の長さなどからすると、被告人両名とは異なる服装の人物が映っているといえるから、被告人Xの供述を裏付けない。

したがって、被告人Xの前記供述は信用できない。

- (2) 被告人Yは、Aと言い合いをしていたら、被告人Xが右側から2回割り込んできた、2回目のときに被告人Xを右手で制止したら、左後ろから大きな声が聞こえたのでそちらに顔を向けた、その後、後ろから「ごつつ」と音がしたので振り向くとAが倒れていて、狸寝入りしているのかと思って怒りがこみ上げ、Aを掴んで起こし、殴ったり、シェイクしたりしたなどと供述する。

しかし、偶然Aが殴られて転倒するときだけ違う方向を見ていたというのは都合が良すぎるし、「ごつつ」と音がしたのにもかかわらず、殴られたり、転倒したとは全く考えず、単にAが狸寝入りしていると思ったというのは、あまりに不自然である。

したがって、被告人Yの前記供述は信用できない。

- (3) 以上によれば、被告人両名の前記各供述は前記認定に影響しない。

(法令の適用)

【省略】

(量刑の理由)

被告人両名は、初対面の被害者の言動に腹を立て、二人で被害者に詰め寄るなどした後、暴行を加えて死亡させた。未来ある被害者の尊い命が奪われたという結果は重いというほかない。それにもかかわらず、遺族に対する慰謝の措置は講じられていないばかりか、特に被告人Xは不合理な弁解に終始している。被害者の両親が深い悲しみに暮れ、厳しい処罰感情を示しているのも当然といえる。

被告人Xの暴行は、手拳での1回の殴打にとどまるものの、顔面という身体の重要な部位を殴って致命傷を負わせるに至っており、その責任は被告人Yに比べて重い。被告人Yも、致命傷を生じさせなかったとはいえ、転倒して無抵抗な被害者の顔面を殴ったり、身体を蹴ったりするなど、執拗かつ危険な暴行に及んでおり、その責任も重い。そして、被告人両名は怒りのままに各暴行に及んでおり、その意思

決定は短絡的で、厳しい非難に値する。加えて、被告人Yは、立て続けに別の被害者への暴行にも及んでおり、この点も非難を免れない。

以上によれば、被告人両名の刑事責任は重大である。そこで、被告人Yが自らの暴行態様をおおむね認めていることなども考慮した上で、被告人両名に対しては、それぞれ主文の刑が相当であると判断した。

(求刑 被告人Xにつき懲役10年、被告人Yにつき懲役7年)

令和7年12月10日

仙台地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 須 田 雄 一

裁判官 小 林 礼 子

裁判官 高 橋 祐梨子